

療養介助職（仮称）の創設について（案）

1. 療養介助職（仮称）の創設の考え方

国立病院機構（以下「機構」という。）は、全国においてその担うべき医療を確実に実施し、我が国の医療の向上に貢献することを使命としております。

この使命を達成するため、中期計画では「国民に満足される安心で質の高い医療を提供していくこと」を主たる目標と定め、その達成に向け機構の全職員が一丸となって取組むこととしています。

このような観点から、患者さんと最も接する医療サービスを提供している病棟において、医療の質の向上を図るため従来の職種とは別に、新たな職種を新設することとします。

具体的には、患者さんの身体介助に係る業務について、質的向上と夜勤体制への対応を図るため、一定の知識、技術を有する者を配置し、看護職の指示のもと、入浴、食事、排泄の介助等のボディータッチを主として行うとともに夜勤にも対応できる療養介助員（仮称）制度を平成17年度から創設します。

この見直しにより、看護職がより看護業務に集中特化することができ、併せて純減対象職種となっている看護助手の離職後の不補充措置による看護助手業務への対応策にもなり得ると考えています。

2. 療養介助職（仮称）の業務内容について

この療養介助職（仮称）の業務は、身体保清の介助（入浴、清拭等）、食事介助、排泄の介助、体位変換、移送の介助等ボディータッチを主として行います。

3. 療養介助職（仮称）の資格及び処遇について

①資格について

ホームヘルパー2級の資格を有する者。

②処遇について

新たに、療養介助職（仮称）基本給表を作成し処遇。

4. 平成17年度以降の病棟運営について

この療養介助職（仮称）の創設に伴う、療養介助職（仮称）の配置は、患者さんの介助の度合いが濃厚な病棟等から看護職と看護助手の割合や看護助手の離職状況を踏まえ、適正数の配置を実施します。

これにより、患者さんの介助の度合いが濃厚な病棟等は、従来の看護職＋看護助手による病棟運営から、看護職＋患者の身体介助に関して一定の知識、技術をもつ療養介助職（仮称）による病棟運営への切替えを行うこととします。

〔活用例〕

現在の重心病棟の夜勤体制2：2を療養介助職（仮称）の増員により、夜勤体制3：2の21人配置とする場合は以下ようになります。

○現在の配置状況

看護師17人 + 看護助手2人 = 19人



看護師17人 + 療養介助職4人 = 21人

※ 療養介助職を4人増員し、看護助手2人は他の病棟へ異動

国立病院機構の療養介助職(仮称)の給与等について(案)

1 給与水準の考え方

療養介助職(仮称)の給与水準については、民間の支給状況を参考にして、「療養介助職基本給表」(仮称)を新設します。

2 職名及び任用資格

職名・・・療養介助員(仮称)

任用資格・・・ホームヘルパー2級の資格を有する者

3 初任給

高校卒 148,100円

4 給与

給与は、他の職員と同様に、基本給と扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、調整手当、寒冷地手当、夜間看護等手当、特殊業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、業績手当を支給します。

基本給(療養介助職基本給表(仮称))は、初任給148,100円から最高金額224,100円とする緩やかな給与曲線とします。昇給は、55歳停止とします。

夜間看護等手当は、看護師等の支給額の約8割を支給することとします。

療養介助職基本給表（案）

号俸	基本給月額 円				
1	148,100	61	211,400	121	221,300
2	149,025	62	211,625	122	221,400
3	149,950	63	211,850	123	221,500
4	150,875	64	212,075	124	221,600
5	151,800	65	212,300	125	221,700
6	152,700	66	212,500	126	221,800
7	153,600	67	212,700	127	221,900
8	154,500	68	212,900	128	222,000
9	155,400	69	213,100	129	222,100
10	156,950	70	213,300	130	222,200
11	158,500	71	213,500	131	222,300
12	160,050	72	213,700	132	222,400
13	161,600	73	213,900	133	222,500
14	163,050	74	214,100	134	222,600
15	164,500	75	214,300	135	222,700
16	165,950	76	214,500	136	222,800
17	167,400	77	214,700	137	222,900
18	168,800	78	214,900	138	223,000
19	170,200	79	215,100	139	223,100
20	171,600	80	215,300	140	223,200
21	173,000	81	215,500	141	223,300
22	174,325	82	215,675	142	223,400
23	175,650	83	215,850	143	223,500
24	176,975	84	216,025	144	223,600
25	178,300	85	216,200	145	223,700
26	179,575	86	216,375	146	223,800
27	180,850	87	216,550	147	223,900
28	182,125	88	216,725	148	224,000
29	183,400	89	216,900	149	224,100
30	184,625	90	217,050		
31	185,850	91	217,200		
32	187,075	92	217,350		
33	188,300	93	217,500		
34	189,450	94	217,650		
35	190,600	95	217,800		
36	191,750	96	217,950		
37	192,900	97	218,100		
38	194,025	98	218,250		
39	195,150	99	218,400		
40	196,275	100	218,550		
41	197,400	101	218,700		
42	198,450	102	218,850		
43	199,500	103	219,000		
44	200,550	104	219,150		
45	201,600	105	219,300		
46	202,600	106	219,425		
47	203,600	107	219,550		
48	204,600	108	219,675		
49	205,600	109	219,800		
50	206,550	110	219,925		
51	207,500	111	220,050		
52	208,450	112	220,175		
53	209,400	113	220,300		
54	209,650	114	220,425		
55	209,900	115	220,550		
56	210,150	116	220,675		
57	210,400	117	220,800		
58	210,650	118	220,925		
59	210,900	119	221,050		
60	211,150	120	221,175		

夜間看護等手当の増額について（案）

正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給される夜間看護等手当について、看護師・准看護師以外の職員に支給される額を次のとおり平成17年度から増額することとします。

（夜間看護等手当の支給額）

勤務時間区分	看護師・准看護師	その他職員
深夜の全部	6,800円	5,400円
4時間以上	3,300円	2,600円
2時間以上4時間未満	2,900円	2,300円
2時間未満	2,000円	1,600円

（注）1 その他職員とは、看護師・准看護師以外の医師を除く全ての職員です。

2 医師の支給額については、別途検討中です。

（参考 現在の支給額）

勤務時間区分	支給金額
深夜の全部	1,100円
2時間以上	730円
2時間未満	410円